

深谷市告示第 3 1 3 号

平成 2 7 年 1 2 月 3 日に地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項の規定により、花園インターチェンジ拠点整備プロジェクト及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例制定請求があり、同日受理したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 9 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり告示する。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日

深谷市長 小 島 進

請求代表者の住所及び氏名

深谷市栄町 1 5 番 1 2 号

岡野 一好

深谷市上柴町西 6 丁目 2 2 番地 1

中島 百々代

深谷市本田ヶ谷 8 番地

中村 照芳

請求の要旨

現市政が推進しようとする花園インターチェンジ拠点整備プロジェクトのアウトレット誘致に約 5 0 億円の市費（税金）が投入されようとしていることについて、その妥当性、透明性、公平性に大きな疑問と異議を持ち「税金の使い方こそ政治の原点」「政治の最終責任を負う者は住民である」との立場から、このたびの経過や事実関係を正しく広く市民の皆様にご理解いただき、住民の意思で方向性を示し、住民がその責任も負うという住民自治、民主主義の基本を実践いたしたく請求します。

民間企業は「投資は民間資金で行い、利益もまた民間が手にし、納税などで公共的使命を果たす。」これが民間の企業活動のあるべき姿です。

そして、そもそも本事業計画は、当初は市費投入のない民間計画でした。

しかしながら現在の深谷市のアウトレット誘致は、本来民間で行うべき事業投資活動に50億円もの市費で手助けするというものであり、全く例外的な官から民への利益供与に当たるのではないのでしょうか。

深谷市は、開発地域が優良農地で農地転用が不可能なため、駅を設置すれば農地転用が可能になるという法律条項を用い、小前田・永田間に市民が必要としない秩父鉄道新駅を設置し、開発に必要なライフラインや道路の整備、アウトレットが利用する土地造成まで行うとしています。ましてや市費を投入して造成した土地を転貸することに、公共団体としてリスクはあってもその合理性は感じられません。

受益者負担・原因者負担という原則。私たちは例外なくその原則のもと生活し、社会活動を行っていますが、これらのことによって生じる利益の受益者は大資本のアウトレット会社であり、私たち市民ではありません。市行政自らその大原則を損なう姿勢に対し違和感を覚える市民は多いと思います。

深谷市は市費投入を最小限にとどめる努力を惜しまず、必要最低限の側面的支援にとどめ、民間資金による、民間事業者を主体とした計画にたち戻り、改めるよう求めます。

以上のことから標記のとおり本計画について、市民が判断できる十分な情報を提供し、住民投票により市民の意思を問うべきと考えます。